

## 嬉野市発注の現場代理人常駐義務緩和の取扱い基準

### 1 目的

この基準は、嬉野市が発注する工事について同一の現場代理人が他工事と兼務できる場合について定めるものとする。

### 2 適用日

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和2年8月1日から公告または指名通知を行う工事に適用する。

### 3 現場代理人の兼任を認める工事

- (1) 兼務できる工事は、3件までとする。
- (2) 災害復旧工事の件数の制限は設けないものとする。
- (3) 兼務する工事はすべて、嬉野市の発注であること。ただし、佐賀県発注工事又は他の地方公共団体が杵藤土木事務所管内において発注する工事で、当該発注する機関が現場代理人の兼任を認める場合は、嬉野市発注工事と兼任出来るものとする。
- (4) 兼任できる工事は、杵藤土木事務所管内での工事とする。
- (5) 請負金額の合計が当初契約額で消費税込み7,000万円未満とする。  
ただし、次の工事を含まないこと。  
ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの  
イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事
- (6) 工種の限定は行わない。

### 4 手続き

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、契約時に現場代理人兼務（変更）届（別記様式）（以下「兼務届」という。）を提出しなければならない。

なお、承認された工事であっても、現場条件等で現場代理人が兼務することが困難であると市が判断した場合は、兼務を認めない。また、工事の施工中において兼務することが適当でないと市が判断するときは、兼務解除又は変更を求めることができる。

### 5 その他

- (1) 事業者が現場代理人を兼務させる場合は、事業者自らの責任により行うものとする。
- (2) 兼務工事とするためには、すべての工事について発注課の承諾を必要とする。
- (3) 増額の変更契約により、変更後の総額が7,000万円を超えた場合でも兼務は取り消さない。
- (4) 兼務する現場代理人は、以前の他工事（市が発注した工事に限らない。）において、現場代理人としての経歴がある者を配置するように努めなければならない。
- (5) 提出された「現場代理人兼務（変更）届」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

附則

(平成25年8月20日通知)

この基準は、平成25年8月20日から施行する。

附則

(平成26年2月3日通知)

この基準は、平成26年2月3日から施行する。

附則

(平成27年3月13日通知)

この基準は、平成27年3月13日から施行する。

附則

(平成28年4月1日通知)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(令和2年8月1日通知)

この基準は、令和2年8月1日から施行する。